

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース 2

[事務局] 北海道立消費生活センター 〒060-0003 札幌市中央区北 3条西 7丁目北海道庁別館西棟
(社)北海道消費者協会 <http://www.syouhisya.or.jp> 011 - 221 - 0110

中標津町で「消費者被害防止ネットワーク」設立の動き！

昨年12月に「北海道消費者被害防止ネットワーク」が設立されましたが、相変わらずお年寄りや若者をターゲットにした悪質商法や架空・不当請求などによる被害が多発しています。

特に、社会問題化している若年者に対する携帯電話などの有料情報料の支払いを脅迫的に請求する架空・不当請求や高齢者を狙う布団の重ね売りや、排水管点検などを標榜する点検商法の手口は一層、悪質巧妙化しています。

消費者被害を防止するためには、地域社会が監視体制を整備し、住民同士が声を掛け合うなどして地域全体でフォローする体制の構築が一層求められますが、道東の中標津町では、平成16年4月9日(金)の「消費者被害防止ネットワーク」の設立総会に向けて、中標津消費者協会が呼びかけ人となり関係団体に参加を働きかけています。

この設立の動きは、釧路市も同様で、宗谷管内や留萌管内、美幌町では既に行政が中心となり設立されているとの報告も入っております。

ネットワークの実効性をより高めるためには、地域ごとの関係団体によるネットワーク化が必要となっておりますので、各構成団体の皆様には各地域団体ネットワーク参加につきまして一層のご支援・ご協力をいただきますようお願いいたします。

ネットワークニュースは必ず傘下の団体・学校等へご周知ください！

警察への相談は電話番号#9110(24時間対応)へ！

厳重注意 探偵会社を装う架空請求！

[道警本部警察相談課より]

最近、探偵会社をかたり「本人に都合の悪い調査結果が出た」という「ご通達」と称する脅しの文書を送り付け、高額な調査書処分料を請求する新たな手口の架空請求の被害が発生しています。気を付けましょう！

脅迫文の例

《ご通達》

私は、某探偵業者の田中と申します。
ある依頼者から、貴方様に関する信用調査の依頼を受け調査を行った所、貴方様の将来や家庭に支障をきたす恐れのある調査結果がでました。
貴方様のことなので心当たりがあると思いますが、この調査結果を依頼者にご報告する前に一度本書面により通知いたします。
この調査結果を処分する為には、調査料・処分料を含め35万円の費用が必要となります。

処分を希望されるのであれば、平成16年 月 日迄に下記口座へ振り込み下さい。
お振り込み先

銀行	店
普通口座	
振込み金額	350,000円(税込)

尚、期日までに振り込みの確認がとれない場合には、今回の調査結果を依頼者に報告させて頂きます。

調査結果を依頼者がどのように利用するかは、当方で利用制限を行う事が困難である為、報告後、貴方様の生活に何らかの支障等が生じた場合に於いても、当方では一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

！ 今後、増加することが予想されるため、注意が必要です！

対 応 策

一切無視し、連絡しない。

詐欺や恐喝であり、絶対に支払わず、すぐ最寄りの警察署に届け出る。
関係者等からの郵送文書は受領を拒否する。

警察相談の電話は#9110(24時間対応)へ！



A T T E N T I O N



二十歳になった皆さんへ！

「デート商法」の被害にあわないために

[道環境生活部生活振興課より]

「デート商法」という言葉を知っていますか？

異性の勧誘員が言葉巧みに好意を抱かせ、その気持ちにつけ込んで商品売り付ける悪質な商法です。

「私だけは引っかからないわ」と思っていますか？でも、悪質業者はあなたが気付かないうちに近づいて来ます。

あなたがメル友だと思っている人があなたを狙っているかもしれません！

【ケース1】

出会い系サイトで知り合った女性とメル友になり、会ってみたら、その女性は宝石店の販売員で、ダイヤモンドを6時間も勧められ、「もし私たちが結婚するとしたら宝石は必要」とまで言われ、買った後、次の日から女性と連絡がつかなくなった。

【ケース2】

20歳の誕生日の頃、男性から電話があったことがきっかけでメールを交換するようになり、デートもするようになった。3回目のデートのとき、その男性から旅行や買物が安くなる会員権を紹介され、その会員になるために100万円のDVDソフトを買わなければならないと言われ、彼に好意を抱いていたので契約した。

悪質業者にダマされないために！

知らない異性からの電話や手紙はセールスが目的だと、疑ってかかりましょう！デートや恋愛のつもりでも、物売り付ける話になったら、すぐに手を切りましょう。好意があるように見えるのは手口です。やさしいのは買ってくれるまで！

もしダマされたと思ったら、すぐにクーリング・オフしましょう。相手の彼(彼女)に直接申し出るのは危険です。会社の代表者に「配達記録郵便」で、「解除通知」を正しく書き、急いで出しましょう。(出し方がわからなかったら消費生活センターにGO！)

クーリング・オフ期間中(8日間)は彼(彼女)はやさしく、クーリング・オフしないよう説得してきますが、それが過ぎると突然冷淡になったり連絡がつかなくなることが多いようです。

もしも、クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても、お近くの消費生活センターに相談しましょう。

行政処分、勧告を行い社名を情報提供しました！

緊 急 報 告

[道環境生活部生活振興課より]

北海道は、販売方法に問題があるとして下記の3事業者に行政処分・勧告を行い、事業者の社名を情報提供しましたのでお知らせします。

1. 行政処分・勧告

販売目的を隠して民家などに連れて行き、高額な温熱治療器を販売する事業者に対して、平成16年3月1日に、「特定商取引法」や「道消費生活条例」に基づき勧告を行い、その事実を公表しました。

1. 事業者の通称名： ライフシステムコーポレーション 代表者 福元孝逸
2. 所在地： 鹿児島県鹿児島市皇徳寺台5丁目37番2
3. 不当取引の内容： 販売目的隠匿行為、威迫・困惑行為、氏名等明示義務反、迷惑行為、債務履行不当遅延、不実告知、権利行使妨害、

2. 勧告

「全員にプレゼント」などと販売目的を隠して消費者を呼びだし、会員サービスやパソコンソフトなどを購入させるアポイントメントセールスの事業者を、平成16年3月1日に、北海道消費生活条例に基づき勧告を行い事業者名を情報提供しました。

1. 事業者名： 株式会社コスモ・メディア・インターナショナル 代表者 堀江 仁
2. 所在地： (本社)東京都渋谷区代々木2丁目4 - 9
3. 不当取引の内容： 販売目的を隠し、「全国特別5,000名様記念品引換券大至急こちらまでご連絡ください」とのダイレクトメールを用いて誘引、パソコンソフトを勧誘した行為が、条例に違反。

3. 勧告

販売目的を隠して訪問し、消費者を錯誤に陥れて、不当に高額な値段で商品を販売していた寝具の訪問販売事業者に対して、平成16年3月25日に、道消費生活条例に基づく勧告を行い事業者名を情報提供しました。

1. 事業者名： 株式会社日本リフレッシュサービス 代表者 小山 英俊
2. 所在地： 札幌市白石区本通11丁目南1番 3号
3. 不当取引の内容： 販売目的隠匿行為、錯誤に陥れる行為（例、仕入れ単価5,000円の商品[通常販売9,800円]を90万円[仕入れ原価の180倍]で販売）、有利誤認（高額な単価を示し、大幅な値引きを行い実際のものより著しく有利と誤認させる行為）